

1 鋳物製品製造業における作業環境改善の手法について

基 発 第 173 号

昭和61年3月28日

鋳物製品製造業においては、労働者が鋳物等の粉じんを中心とした各種の有害因子にばく露される危険性が高く、また、中小規模の事業場が多いため、作業環境を改善するための具体的手法の明確化が要望されていたところである。

このため、昭和56年度から3年間にわたり、非鉄鋳物製品、鋳鉄鋳物製品及び鋳鋼鋳物製品の製造事業場における作業環境改善に関する実態調査を実施したところであるが、今般その結果等を踏まえ、「鋳物製品製造業における作業環境改善手法」（以下「作業環境改善手法」という。）を別添のとおりとりまとめた。

ついでには、鋳物製品製造事業場及び同種の製造工程を有する事業場に対する作業環境改善のための指導を行うに当たっては本作業環境改善手法を活用されたい。

なお、本作業環境改善手法は、鋳物製品製造工程における一般的な工程についてとりまとめたものであるが、粉じん作業の態様は多岐にわたっており、粉じんの発散の程度も異なるので、事業場の実態に応じた指導を行うよう配慮されたい。おって、前記の実態調査の報告書を別途送付するので参照されたい。

(別 添)

鋳物製品製造業における作業環境改善手法

この手法は、鋳物製品を製造する事業場で働く労働者の健康障害を防止するための対策について、作業環境改善を中心に、その基本的方策、具体的方法等を示したものである。

この手法を利用するに当たっての留意事項は、次のとおりである。

1. 鋳物製品は、「鋳鉄鋳物」、「鋳鋼鋳物」及び「非鉄金属鋳物」に大別され、昭和56年度からの調査研究もこの区分によって行っているが、作業環境改善対策としては共通する点が多いことから、本手法においてはこれらをまとめて示していること。
2. 本手法中各項目の内容の概要は次のとおりであること。
 - (1) 「製造工程の概略」は、鋳物製品の製造工程の概略を示したものであること。
 - (2) 「製造工程別対策」には、鋳物製品の製造工程別に作業環境の改善等の基本的方策等を示したものであること。
 - イ 「健康障害防止対策」には、作業環境の改善をはじめ、労働者の健康障害を防止するための主要な対策を示したものであること。
 - ロ 「基本的方策」には、イの対策のうち、作業環境を改善するための基本的方策の概要を示し